

河南町本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき住民票の写し等を第三者に交付した場合、事前に登録のあった者に対し、取得された事実を通知、証明することにより、住民票等の不正請求及び不正取得による権利侵害防止の一助とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書、消除された戸籍の附票の写し及び戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本、抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書をいう。

2 この要綱において「第三者」とは、住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人、同法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者及び戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人、同法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者をいう。

(登録対象者)

第3条 河南町において住基法に基づく住民基本台帳に記載されている者（その住民基本台帳から消除された者を含む。）、戸籍の附票に記載されている者（消除された者を含む。）又は戸籍法に基づく戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。）を登録の対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、登録の対象者としなない。

(登録の手続)

第4条 本人の住民票の写し等を第三者に交付した事実の通知、証明を希望する者（以下「事前登録希望者」という。）は、河南町本人通知制度登録申請書（様式第1号）により河南町の窓口において、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請をする場合において、事前登録希望者は、町長に対し、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、認可証又は登録証明書等（本人の写真が添付されたものに限る。）その他の本人であることを証する書類を提示しなければならない。

3 第1項の申請において、現に申請の任に当たっている者が、申請をする者の代理人であるときは、町長に対し、法令の規定により又は申請をする者の依頼により当該申請の任にあたるものであることを明らかにするため、次の各号に掲げる方法により書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 現に申請の任に当たっている者が法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法

(2) 現に申請の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合には、委任状を提出する方法

4 第1項の申請は、事前登録希望者が次の各号に該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による方法により行うことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申請することができない場合

(2) 他の市町村に居住している場合

5 前項の申請に当たっては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（事前登録者の登録）

第5条 町長は、前条の登録申請が適当と認めた場合は、河南町本人通知制度事前登録者名簿（様式第2号）に登録するとともに、事前登録者をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(事前登録内容の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容等に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、河南町本人通知制度登録変更兼廃止届出書(様式第3号)を町長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。
(登録者への通知)

第7条 町長は、第三者からの請求により事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、河南町本人通知制度交付通知書(様式第4号)により当該事前登録者に通知する。

(証明書の交付申請)

第8条 前条の規定により通知を受けた事前登録者は、住民票の写し等を交付した事実の証明書を必要とするときは、河南町本人通知制度交付事実証明書交付申請書(様式第5号)に前条の通知書を添えて、町長に申請しなければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。
(証明書の交付)

第9条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、当該申請をした者に、次の各号に掲げる事項を記載した河南町本人通知制度住民票の写し等交付事実証明書(様式第6号)を交付するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別

(3) 交付した住民票の写し等の件数(又は通数)

(4) 自己の代理人に交付した場合にあっては、その氏名及び住所

2 前項に規定する証明書の交付に係る手数料は、河南町手数料条例(昭和51年河南町条例第20号)の定めるところによる。

(登録の消除等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止するものとする。

(1) 第6条第1項の廃止の届出があったとき

(2) 事前登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき

(3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき

(4) その他町長が登録を廃止する理由が生じたと認めるとき
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。